

岐阜メタルアート協同組合に加入できる企業様の業種について

組合定款により次のように定められています。

（地 区）

第3条 本組合の地区は、岐阜県及び愛知県の区域とする。

（組合員の資格）

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- （1）金属製品製造を行う事業者であること
- （2）組合の地区内に事業場を有すること

職種
鍛造
溶接
塗装
機械加工
金属プレス加工
鉄工
工場板金
めっき
アルミニウム陽極酸化処理
仕上げ
電子機器組立て
電気機器組立て
プリント配線板製造